

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立釜石病院及び岩手県立大槌病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達件名 令和7年度釜石保健医療圏消耗品紙類（再生複写用紙）

品名	規格・品質	予定数量	納入場所
再生複写用紙	・ J I S規格 A 4 ・ 1箱 2,500枚入	912箱	岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院

(2) 調達件名の特質等 購入仕様書による

(3) 納入期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

2 入札参加資格者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が（3）の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和7年3月19日（水）午後5時までに13（2）の場所に1部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない

い。

また、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に
入札公告に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価）又は標準価格見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、定価又は標準小売価格見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。

（ア）提出年月日

（イ）入札参加者の住所、氏名及び押印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話、ファックス番号及び担当者名（問い合わせ先）、担当者メールアドレス

（ウ）調達件名

（エ）予定数量

（オ）仕様（当該購入物品の製造メーカー及び製品規格等が明示されていること。）

（カ）納入期限

（キ）納入場所

ウ 紙見本（500枚入り1包）

エ 製紙製造会社発行の品質及び総合評価値証明書

様式は任意とするが、参考様式に記載してある項目が網羅されていること。項目に不足がある場合、不足分の項目について分かる資料を添付すること。

（2） 提出書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3） （1）により提出された書類は、岩手県立釜石病院において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、かつ、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

（4） 審査結果は、令和7年3月21日（金）午後5時までにFAX又はメールにより回答する。

4 質問書の受付及び回答方法について

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAX又はメールによる提出可）により令和7年3月12日（火）午後5時までに、3（1）に示す照会先に提出すること。

なお、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和7年3月13日（木）午後5時までにFAX又はメールにより送信する。

5 入札の方法等

（1） 1（1）について単価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参

加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額（1箱あたりの単価とする）
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県立釜石病院長」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・押印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載）

7 入札、開札の日時及び場所等

令和7年3月24日（月）午前11時00分 岩手県立釜石病院 2階大会議室

- (1) 入札条には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金に関する事項

入札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の額を納入すること。ただし、医療局財務規程第184条の規定に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札

- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、医療局財務規程第 190 条の規定により作成された予定価格の制限内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しない時は、落札を取消すことがある。

11 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7 (3) により、入札場から退去させられた者も同様とする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規程により随意契約とするが、入札に付した条件は変更しない者とする。

ア 見積もり業者

最低入札価格業者とする。

イ 見積りの依頼

入札に引き続き、口頭により依頼する。

ウ 見積書の提出期限

令和 7 年 3 月 26 日 (水) 正午までとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額 (税込) に 1 (1) の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、岩手県医療局財務規程第 203 条に該当する次の場合においては、契約保証金の全部又は一

部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立釜石病院に帰属する。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (6) 令和7年度県立病院等事業会計当初予算が成立しない場合、契約を締結しないことがあること。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者または当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒026-8550 岩手県釜石市甲子町第10地割483番地6
岩手県立釜石病院事務局総務課管財係
電話：0193-25-2011 FAX：0193-23-9479